



庄原市 新規就農者総合支援事業



農業は、人が生きていく上で最も重要な「食」を担う大切な産業です。

新たに農業を始めるためには、農業技術の習得、初期投資などの資金や農地の確保が必要です。また、農業経営は決して容易なものではなく、決まった収入が毎月あるものではありません。

しかし、あなたが身に付けた技術力、経営力、販売力をつぎこめば、応えてくれるのも農業です。起業すること、職業を選ぶことは人生にとって大きな決断です。ご家族としっかりお話し合いいただき、充分ご検討ください。そして、あなたが「農業」を選択された場合、ぜひご相談ください。

庄原市では関係機関とともに、新たに農業を始められる方にさまざまな支援をおこないます。



◆お問い合わせ◆
庄原市農業振興課

【住所】〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号
【電話】0824-73-1131
【FAX】0824-72-3322
【ホームページ】<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>

庄原市新規就農者総合支援事業 ~目次~

庄原市で農業を始めたい！
しかし栽培技術や経営知識
が無い。

いざ就農！！
経営開始のためには、
多額な資金が必要。

就農したけど、もっと
栽培技術や他の産地を
学びたい！
経営力のさらなる向
上を図りたい！

就農準備段階の支援

- ①青年就農給付金(準備型)【国事業】 ······ 1頁
②新規就農者育成事業奨励金(準備型)【市事業】 ······ 1頁

就農計画や就農環境の準備

- 青年等就農計画の作成、農地の確保等【関係機関の支援】 ··· 2頁

就農初期段階の支援

- ③青年就農給付金(経営開始型)【国事業】 ······ 3頁
④新規就農者育成事業奨励金(経営開始型)【市事業】 ······ 4頁
⑤新規就農施設等整備補助金【市事業】 ······ 4頁
⑥農業近代化資金(貸付)【JA等】 ······ 5頁
⑦青年等就農資金【日本政策金融公庫】 ······ 5頁
⑧農の雇用事業【国事業】 ······ 5頁

就農定着段階の支援

- ⑨新規就農定着支援補助金【市事業】 ······ 6頁

定住支援の制度

- 庄原市の定住支援【市事業】 ······ 7頁

1. 農業技術の習得

就農準備段階の支援

～新規就農に向けての準備支援制度～

就農する前に、農業経営に関する栽培技術や経営のノウハウについての研修を受ける人を援助します。

①青年就農給付金（準備型）【国事業】

独立・自営就農または雇用就農をめざし、県が定める研修機関で概ね1年以上研修を受ける人に、研修期間中につき年間150万円を最長2年間給付します。

要 件

- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること。
- (2) 自立・自営農業または雇用就農を目指していること。
- (3) 親元に就農する場合は、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承するか、親の経営から独立した部門経営を行うこと。
- (4) 広島県立農業技術大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で、1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修をすること。
※既に研修開始している方であっても、残り研修期間が1年以上の場合は給付対象
- (5) 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- (6) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できないこと。

返 還

- (1) 適切な研修を行っていない場合。
研修機関・先進農家等が、研修計画に則して必要な技術を修得することができないと判断した場合。
- (2) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合。
研修後1年以内に、独立・自営の経営開始または農業法人・農家との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合。
- (3) 給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合。

②新規就農者育成事業奨励金（準備型）【市事業】

市内で新たに農業を始めたいという農業に対する強い意志と意欲のある人を認定し、市内指定農家等で1年以上研修を受ける人に、研修期間中につき月7万円を最長2年間給付します。

要 件

- (1) 原則45歳未満の方。
- (2) 広島県立農業技術大学校、市が指定する先進農家・先進農業法人で1年以上の営農研修を終了すること。
- (3) 研修後1年以内に市内で就農若しくは市内農業生産法人に就職し、2年以上継続すること。
- (4) 他の同様な助成を受けていないこと。【青年就農給付金（準備型）との重複給付はできません】

募集期間

随時

申請書類

申請書、営農計画、誓約書、健康診断書など

審 査

書類審査及び面接

返 還

- (1) 研修を1年以上継続しなかった場合。
- (2) 市内で農業専業経営を2年以上継続しなかった場合。



新規就農する際、設備や農業用機械を購入する初期投資費用として、多額の資金が必要です。また種子や肥料代などの運転資金や当面の生活費も必要です。

新規就農者の初期投資や経営経費の軽減を図るため支援します。

③青年就農給付金(経営開始型)【国事業】

独立就農後、年間150万円を最長5年間給付します。

要 件

(1) 就農時の年齢が、原則45歳未満であること。

(2) 独立・自営就農であること。

①自ら作成した青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っていること。

②自ら農地の所有権もしくは利用権(外部からの貸借)を有している。

③主要な機械・施設を自ら所有・貸借している。

④本人名義で生産物を出荷・取引している。

⑤本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。

⑥親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や、親の経

営
負

から独立した部門経営を行う場合は対象とする。ただし、この場合に新規参入者と同等の経営リスクを
って経営を開始する経営開始計画と、新規作目・技術の導入や新たな販路の開拓、農産物加工の取組
み、観光農園・農家レストランへの取組みなど、経営の改善・発展に向けた取組みを行う計画とするこ
と。

(3) 青年等就農計画が以下の基準に適合していること。

就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農
家レストラン等)も含む。)で、生計が成り立つ実現可能な計画であること。

(4) 人・農地プランへ位置づけられていること。

(5) 生活保護制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できないこと。

給付対象の特例

(1) 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより協同経営が明確である場合)は1.5人
分を給付する。

(2) 複数の新規就農者が法人を新設して協同経営を行う場合には、人数分を給付する。

(3) 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるが、給付は就農後5年目ま
で
とする。

給付停止

(1) 給付金を除いた本人の前年所得の合計が250万円を超えた場合。

(2) 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合。



④新規就農者育成事業奨励金(経営開始型)【市事業】

就農初期の段階では経営が安定せず、収入が不安定になります。経営経費の軽減を図るために、就農後、月額7万円を最長3年間助成します。

要件

- (1)市内で新たに、自営就農及び親元就農される方。
- (2)原則45歳未満の方。
- (3)認定新規就農者(青年等就農計画を作成し認定されている方)であり主体的に農業経営を行っていること。
- (4)主要な農業機械・施設を所有している又は借りていること。
- (5)生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引をすること。
- (6)市が行う就農研修等に参加すること。
- (7)他の同様な助成を受けていないこと。【青年就農給付金(経営開始型)との重複給付はできません】
- (8)給付期間中および給付終了後3年間は、就農状況報告(作業日誌等)を提出すること。
- (9)その他

募集期間

随時



申請書類

申請書、経営開始計画、収支計画、農地及び農業機械・施設の一覧及び契約書の写しなど

審査

書類審査及び面接

助成停止

経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合。

⑤新規就農施設等整備補助金【市事業】

新規就農者が農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費の一部を補助します。

要件

- (1)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条に定める青年等就農計画を作成し、これを庄原市長に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けた方。
- (2)青年等就農計画に基づき導入する農業用機械を補助対象とする。
- (3)中古農機具等は、農機具業者見積もりを添付するものについて対象とし、個人相対による売買は対象としない。

支援内容

就農後3年間を新規就農期間とし、対象経費1,000万円以内の1/2を補助

